政　令

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年十一月三十日

内閣総理大臣　菅　直人

政令第二百三十二号

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十二年法律第百四十三号）第四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

別表学校薬剤師の補償基礎額の項中「八、四七八円」を「八、四七三円」に、「九、二六八円」を「九、二五五円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十二年十二月一日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の別表の規定は、この政令の施行の日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

文部科学大臣　髙木　義明
内閣総理大臣　菅　直人

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年十一月三十日

内閣総理大臣　菅　直人

政令第二百三十三号

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令等の一部を改正する政令

内閣は、防衛省の職員の給与等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十九号）の施行に伴い、並びに防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第十一条第二項及び第十一条の三第一項、同法第十四条第二項において準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十三条の二第二項及び第十四条第一項、防衛省の職員の給与等に関する法律第二十七条の三第二項（同法附則第九項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第二十七条の四第一項、同法附則第五項において準用する一般職の職員の給与に関する法律附則第八項並びに防衛省の職員の給与等に関する法律附則第七項の規定に基づき、この政令を制定する。

（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正）

第一条　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第五号中「百分の七十を」を「六月一日に係るものにあつては百分の七十を、十二月一日に係るものにあつては百分の六十五をそれぞれ」に改める。

附則第八項中「附則第六項」を「附則第十九項」に改め、同項を附則第二十一項とし、附則中第七項を第二十項とし、第四項から第六項までを十三項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の十三項を加える。

4　当分の間、法附則第五項において準用する一般職給与法附則第八項の規定により給与が減ぜられて支給される職員（以下「減額職員」という。）に対する第七条の二第一項の規定の適用については、同項中「で除して得た額」とあるのは、「（以下この項において「年間所定勤務時間数」という。）で除して得た額から、俸給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を年間所定勤務時間数で除して得た額に百分の一・五を乗じて得た額（俸給月額に百分の九十八・五を乗じて得た額が、その者の属する職務の級又は階級（当該階級が陸将、海将又は空将である場合にあつては法別表第二の陸将補、海将補及び空将補の㈡欄をいい、当該階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあつては同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の㈠欄、㈡欄又は㈢欄をいう。）における最低の号俸の俸給月額に達しない場合にあつては、俸給月額からその最低の号俸の俸給月額を減じた額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を年間所定勤務時間数で除して得た額）に相当する額を減じた額」とする。

5　当分の間、減額職員に対する第八条の三第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「定める額（再任用短時間勤務職員等」とあるのは「定める額に百分の九十八・五を乗じて得た額（育児短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員」と、同条第三項中「相当する額と」とあるのは「相当する額に百分の九十八・五を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）と」とする。

6　当分の間、次の各号に掲げる職員に対する特地勤務手当の支給に当たつては、第十条第一項から第三項までの規定による特地勤務手当の月額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

一　減額職員であつて、第十条第三項各号に定める日において減額職員以外の職員であつたもの　現に受けるべき俸給月額の二分の一に相当する額に支給割合（同条第二項の表の上欄に掲げる級別区分ごとに、自衛官にあつては同表の中欄に掲げる割合を、事務官等にあつては同表の下欄に掲げる割合をいう。以下この項及び次項において同じ。）を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に百分の一・五を乗じて得た額

二　減額職員以外の職員であつて、第十条第三項各号に定める日において減額職員であつたもの　同日において受けるべき俸給月額の二分の一に相当する額に支給割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に百分の一・五を乗じて得た額

三　減額職員であつて、第十条第三項各号に定める日において減額職員であつたもの　同日において受けるべき俸給月額の二分の一に相当する額及び現に受けるべき俸給月額の二分の一に相当する額を合算した額に支給割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に百分の一・五を乗じて得た額

7　前項の規定の適用を受ける職員が次の各号のいずれかに該当する場合におけるその者に支給すべき特地勤務手当の支給に当たつては、同項の規定にかかわらず、当分の間、第十条第一項から第三項までの規定による特地勤務手当の月額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

一　前項第一号に掲げる職員である場合であつて、かつ、現に受けるべき俸給月額に百分の九十八・五を乗じて得た額がその者の属する職務の級又は階級（当該階級が陸将、海将又は空将で